

こんなときは…

おなかすいたよ！
おとうさんもおかあさん
もいないよ！

おとうさんとおかあさんが
けんかしてる！
どうしよう！？

おとうさん（おかあさん）に
たたかれた！
いたいよう！

○×こうばん

ちかくの
けいさつしょや
こうばんに
いこう！

けいしちょうたなしけいさつしょ

☎042-467-0110

ヤング・テレホン・コーナー 03-3580-4970



児童虐待とは、保護者が監護する児童に対して行う次の行為をいいます。



身体的虐待

- 叩く、殴る、蹴る等の暴力
- タバコの火を押しつける
- 逆さづりにする等の行為が身体的虐待に当たります。

心理的虐待

- 無視、拒絶的な態度
- 児童の面前で配偶者やその他の家族に対し暴力を繰り返す
- きょうだい間での極端な差別的扱い等の行為が心理的虐待に当たります。

STOP!

児童虐待

ネグレクト

- 十分な食事を与えない
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を車の中に放置する等の行為がネグレクトに当たります。

性的虐待

- 児童への性交、性的暴力
- 児童に性器や性交を見せる
- 児童ポルノの被写体にする等の行為が性的虐待に当たります。

警視庁田無警察署少年係

042 (467) 0110 (内線2812)